

売却区分番号	幡-18	入札日時	平成30年11月16日(金)午後2時00分	
		開札日時	平成30年11月16日(金)午後2時30分	
見積価額	450,000円		公売保証金	50,000円

### 公売財産の表示

物件1(土地の表示)  
 所在 高知県宿毛市片島  
 地番 212番2  
 地目 宅地  
 地積 65.58㎡

### 公売財産の写真



※白線は目安であり、境界を保証するものではありません。

### その他公売財産に関する情報

#### 【基本情報】

- ①公売財産は全件一括での売却となります。
- ②公売財産の表示はすべて不動産登記簿上の表示です。
- ③本公売財産に関する表示事項(情報)は当所職員が調査を行い、記録上表れている事実や有識者の意見等を記載したものであり関係者間の権利関係等を最終的に決定するものではありません。
- ④所在地  
高知県宿毛市片島212番2(更地のため住居番号が付されて居らず、住居表示で表せません。)
- ⑤交通、最寄駅など  
土佐くろしお鉄道中村・宿毛線 宿毛駅より南西へ約1.5km  
株式会社宿毛フェリー 宿毛港フェリーのりばより南東へ約400m  
宿毛市立大島小学校 西門より北西へ約40m
- ⑥現況  
更地。敷地内には草木が繁茂しています。
- ⑦下見会(現地案内)について  
本公売物件における下見会(現地案内)を平成30年10月1日(月)~平成30年10月11日(木)の間に随時開催いたします。

ご希望の方は下見希望の日の前日までに、当事務所宛に参加予約のご連絡をお願いします。

#### 【土地の情報】

##### ①地目及び地積

【宅地】 65.58㎡(登記数量)

※地籍測量を行った場合、地籍が増減する可能性があります。

##### ②土地権利

所有権

##### ③土地持ち分

1分の1

##### ④都市計画区域

非線引都市計画区域

##### ⑤用途地域

第一種住居地域

建坪率 60% 容積率 200%

##### ⑥形状・地勢

概ね平坦なほぼ整形地。

##### ⑦利用状況(現況地目)

宅地(宅地)

##### ⑧接面道路

北側：幅員約6mの私道に接面する。

##### ⑨私道の負担

なし

##### ⑩供給処理施設

【上水道】 最寄りの市道から引き込み可。宿毛市水道課にお問い合わせください。

【下水道】 ありません。

【電気】 四国電力(株)宿毛お客様センターにお問い合わせください。

電話(フリーダイヤル) 0120-410-352

【ガス】 戸別プロパンガス

##### ⑪隣接地の状況

東方：民家、西方：民家、南方：民家、北方：私道

※東方と西方の民家は、平成30年8月末現在空き家となっています。

##### ⑫特記事項

土壌汚染調査、地下埋設物調査、地盤調査、アスベスト調査、掘削による安全調査、不法投棄調査等は行っておりません。

高知県防災マップの津波浸水予測図において、浸水深5.0~10.0mの津波浸水想定区域とされています。

#### 【その他手続き等】

##### ①公売財産についてはあらかじめその現況等を確認し、関係公簿等を閲覧した上で公売にご参加ください。

また、県は、公売財産の引き渡し義務を負わないため、使用者又は占有者等に対して明け渡しや動産類の撤去を求める場合は、買受人が行うことになります。

なお、使用者又は占有者等が明け渡しや動産類の撤去に応じない場合は、買受人において訴訟等の手続きをとらなければならない場合があります。

##### ②公売財産に隠れた瑕疵(かし)があっても、県は担保責任を負いません。

##### ③土地の境界が不明な場合は、買受人において隣接地所有者と協議してください。

##### ④公売財産の内、消費税及び地方消費税の課税財産の見積価額はすべて内税価額です。公売財産の売却決定は最高価申込者に係る入札価額をもって行います。

##### ⑤本公売における公売保証金の納付方法は『直接持参』のみとします。

公売保証金は入札日当日に公売会場に現金で持参し、入札会場受付にて一括で納付して下さい。

※入札時に公売保証金全額の納付が確認できない場合は入札できません。

##### ⑥見積価格以上の入札者のうち、最高価格の者を最高価申込者とし、最高価申込者に対して売却決定を行います。なお、売却決定金額は入札価格となります。

##### ⑦最高価申込者となるべき者が二人以上あるときは、開札場所において、開札後直ちに追加入札を実施します。

ただし、追加入札後も最高価格の入札者が複数あるときは、くじにより最高価申込者を決定します。

##### ⑧落札後、納付していただく買受代金は、落札価格から公売保証金を控除した金額となります。

すでに納付いただいた公売保証金は買受代金へ充てるため返却しません。

※買受人とならなかった方の公売保証金は開札終了後、直ちに返還します。

##### ⑨買受代金は必ず納付期限までに当事務所が確認できるように、一括で納付してください。

納付期限までに納付が確認できない場合、公売保証金は没収となります。

##### ⑩公売財産に係る徴収金の完納の事実が、買受代金の納付前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な事由があるときは売却決定を取消します。

##### ⑪買受代金を納付した時点で、危険負担は買受人に移転します。その後に発生した財産の毀損、盗難及び焼失などによる損害の負担は買受人が負うこととなります。

##### ⑫権利移転に伴う費用(移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等)は買受人の負担となります。

##### ⑬その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限があります。

##### ⑭公売公告の内容は、幡多県税務所で閲覧できます。

##### ⑮公売財産に関わる図面・地図・写真等を、上記⑭の場所で閲覧できます。ただし、公売財産によって閲覧できるものは異なります。